

住宅用家屋証明書

- 租税特別措置法施行令
- 1 第41条
    - (1) 特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外
      - ア 新築されたもの
      - イ 建築後使用されたことのないもの
    - (2) 特定認定長期優良住宅
      - ア 新築されたもの
      - イ 建築後使用されたことのないもの
    - (3) 認定低炭素住宅
      - ア 新築されたもの
      - イ 建築後使用されたことのないもの
  - 2 第42条第1項（建築後使用されたことのあるもの）

の規定に基づき、次の家屋 {      年      月      日      } { 1 新築 } } 2 取得 }

がこの規定に該当するものである旨を証明します。

申請者の住所	
申請者の氏名	
家屋の所在地	
取得の原因 (移転登記の場合に記入)	1 売買                                  2 競落

令和      年      月      日

北谷町長

印